

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【国民保護法第35条第2項各号】

- 一 当該市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

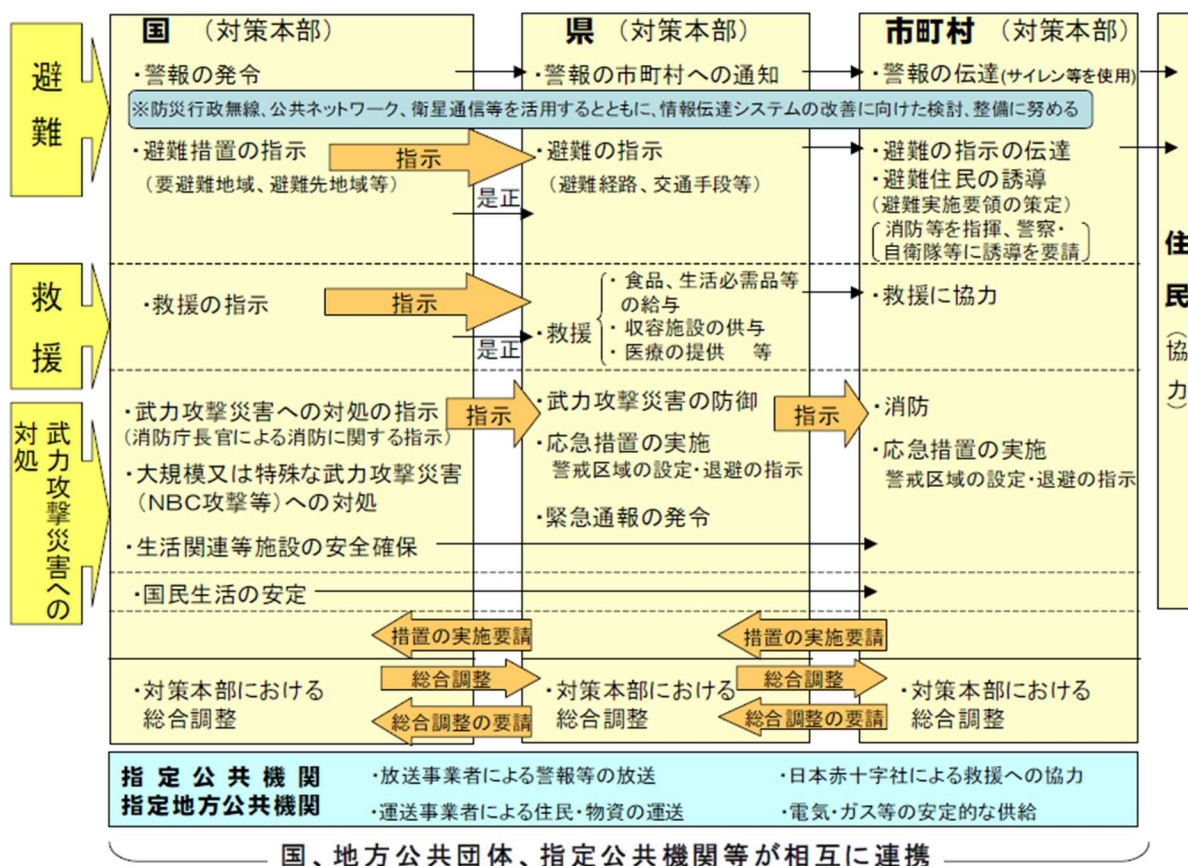
市は、島嶼県内にあり、国民保護措置の実施に当たっては、米軍施設、自衛隊施設、石油コンビナート施設等を有する現状に留意し、必要な措置を講ずる。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



【市及び県】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
うるま市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 特殊標章等の交付等に関すること。 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
沖縄県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（※県国民保護計画に記述されている内容を記載）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 九州管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 九州管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
沖縄防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
総務省 沖縄総合通信事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 沖縄地方非常通信協議会の円滑な運営
内閣府 沖縄総合事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 5 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 6 農業関連施設の応急復旧 7 救援物資の円滑な供給の確保 8 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 9 被災中小企業の振興 10 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 11 港湾施設の使用に関する連絡調整 12 港湾施設の応急復旧 13 運送事業者への連絡調整 14 運送施設及び車両の安全保安
沖縄地区税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入貨物の通関手続
九州厚生局沖縄分室	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
沖縄労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
九州森林管理局 (沖縄森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策復旧用資材の調達・供給
那覇産業保安監督 事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における武力攻撃災害時の応急対応 2 発電所、ガス工作物等の施設及び火薬類、高圧ガス等の危険物質等の保安確保
大阪航空局 (那覇空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

那覇航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
沖縄気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十一管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導・運送、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】（※県国民保護計画に記述されている内容を記載）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
病院 その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

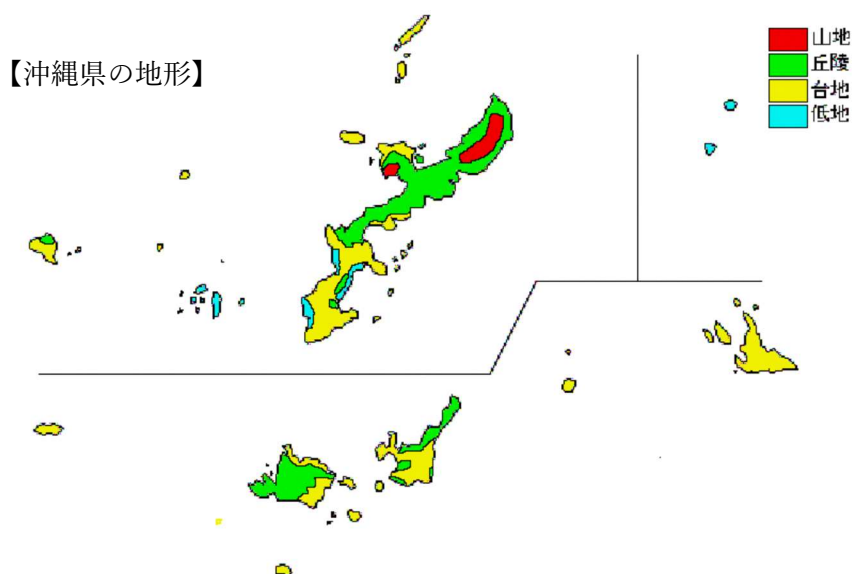
国民保護措置を適切に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴は以下のとおりである。

(1) 地形

市は、県都那覇市から約25km、沖縄本島中部東海岸に位置しており、西に沖縄市、北に金武町、恩納村と接しており、東・南に金武湾・中城湾と面している。

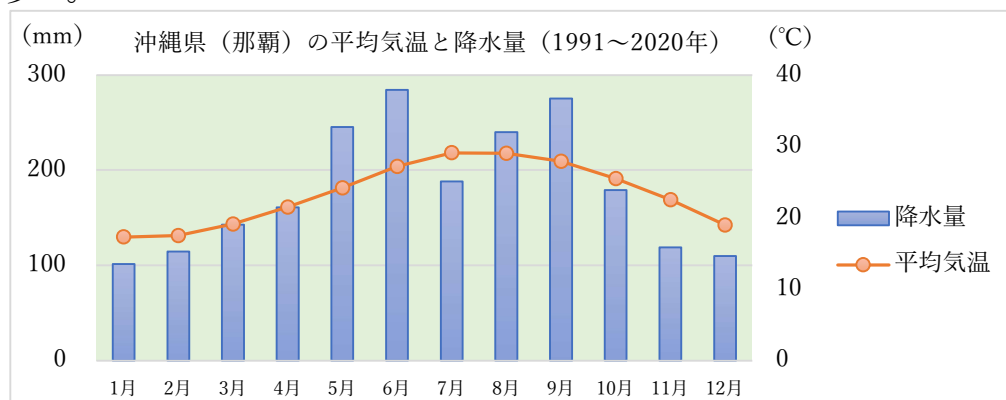
さらに、東南部に伸びる半島部の北方海上、東方海上には、有人・無人を含め藪地島、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、南浮原島、浮原島、津堅島、アフ岩、アザナミ島の10の島々があり、沖縄本島中部地区で唯一離島を抱えている。このうち藪地島、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島は半島部と海中道路（県道伊計～平良川線）等によって結ばれている。

また、市の面積は、87.02km²で沖縄県全体の約3.8%を占めている。



(2) 気候

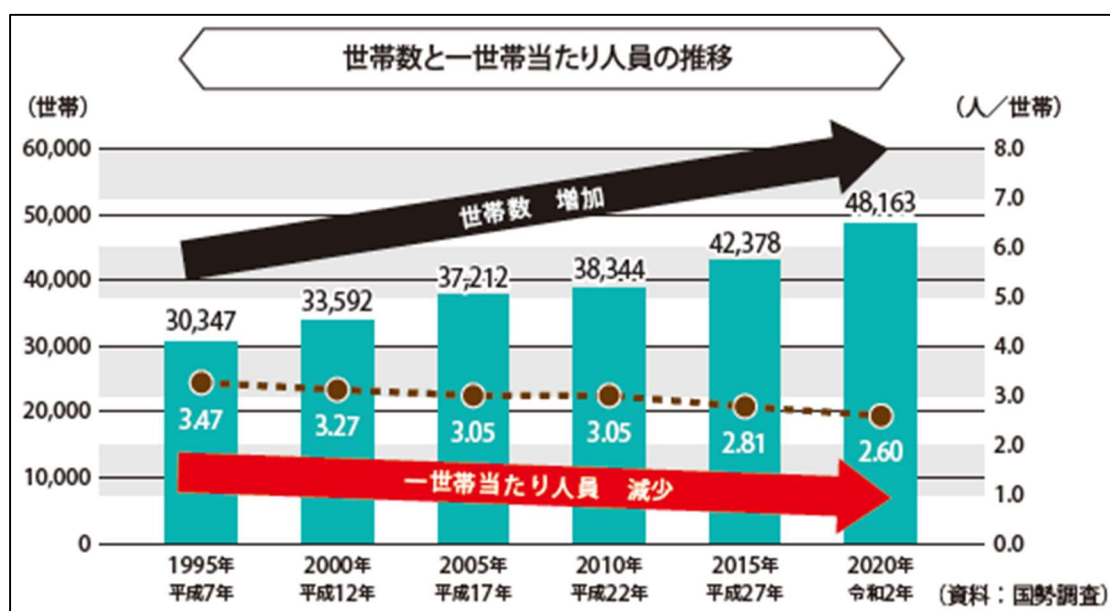
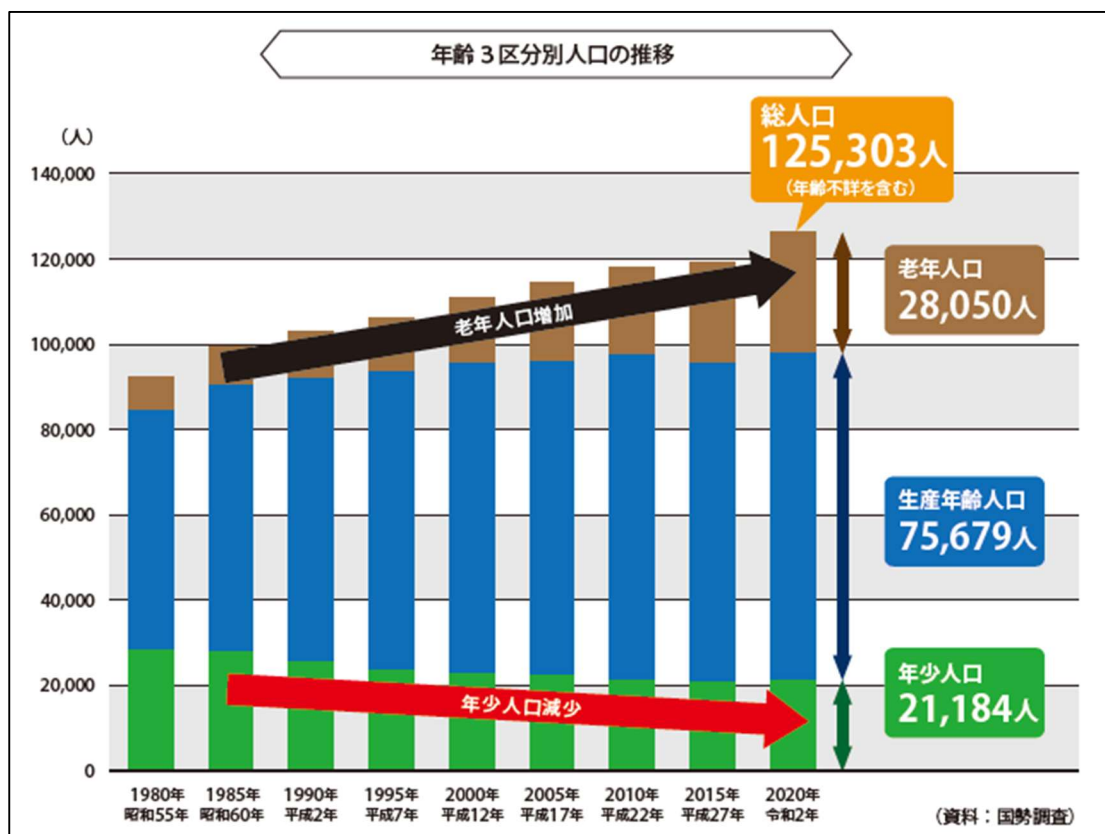
市の気候区分は、亜熱帯海洋性気候である。市の気候の参考として、那覇（沖縄気象台）における1991年～2020年までの30年間の観測値を平均した値をみると、年降水量は約2000mm、年平均気温は23℃前後で、1年を通じて温暖で雨量が多い。



(3) 人口分布

市の人口は、2020（令和2）年の国勢調査時点で、125,303人となっている。年少人口（15歳未満の人口）は減少傾向にあるが、老年人口（65歳以上の人口）は全国的な傾向と同様に増加傾向にあり、少子高齢化が顕著となっている。

また、人口が増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員は、逆に減少傾向にあり、核家族化の進行が見られる。



出典：うるま市総合計画

(4) 道路の位置等

市の陸上交通は、道路に依存していることから、避難の手段として自家用車を使用した場合、大渋滞を引き起こし、避難、救援などに重大な影響を及ぼすことが想定される。

市の主要道路として、那覇と北部を結ぶ国道329号、うるま市街地を中心とする地域を循環する県道224号線、沖縄市から具志川地域を經由し石川地域を結ぶ県道75号線、与勝半島と平安座島以北を結ぶ県道10号線、沖縄北インターチェンジと中城湾港新港地区を結ぶ県道36号線、国道329号と中城湾港新港地区を結ぶ県道85号線、さらに、石川地域には石川インターチェンジがある。

県道10号線は、一部区間が与勝半島と平安座島以北を連絡する重要な道路となっており、道路の破壊等、武力攻撃災害の状況によっては、孤立する地区が生じるおそれがある。



また、県道75号線の一部では、陸軍貯油施設等が存在し、武力攻撃災害の状況では通行が制限されるおそれがある。

(5) 港湾の位置等

市は、金武湾、中城湾に接しており、港湾及び漁港が下記の図とおり位置している。飛行場のない島における島外への避難方法は船舶しかないことから、避難に際しては、多くの船舶を用意する必要があるが、接岸できる船舶の大きさが、港湾の規模によって制限されるという課題がある。



(6) 米軍、自衛隊施設等

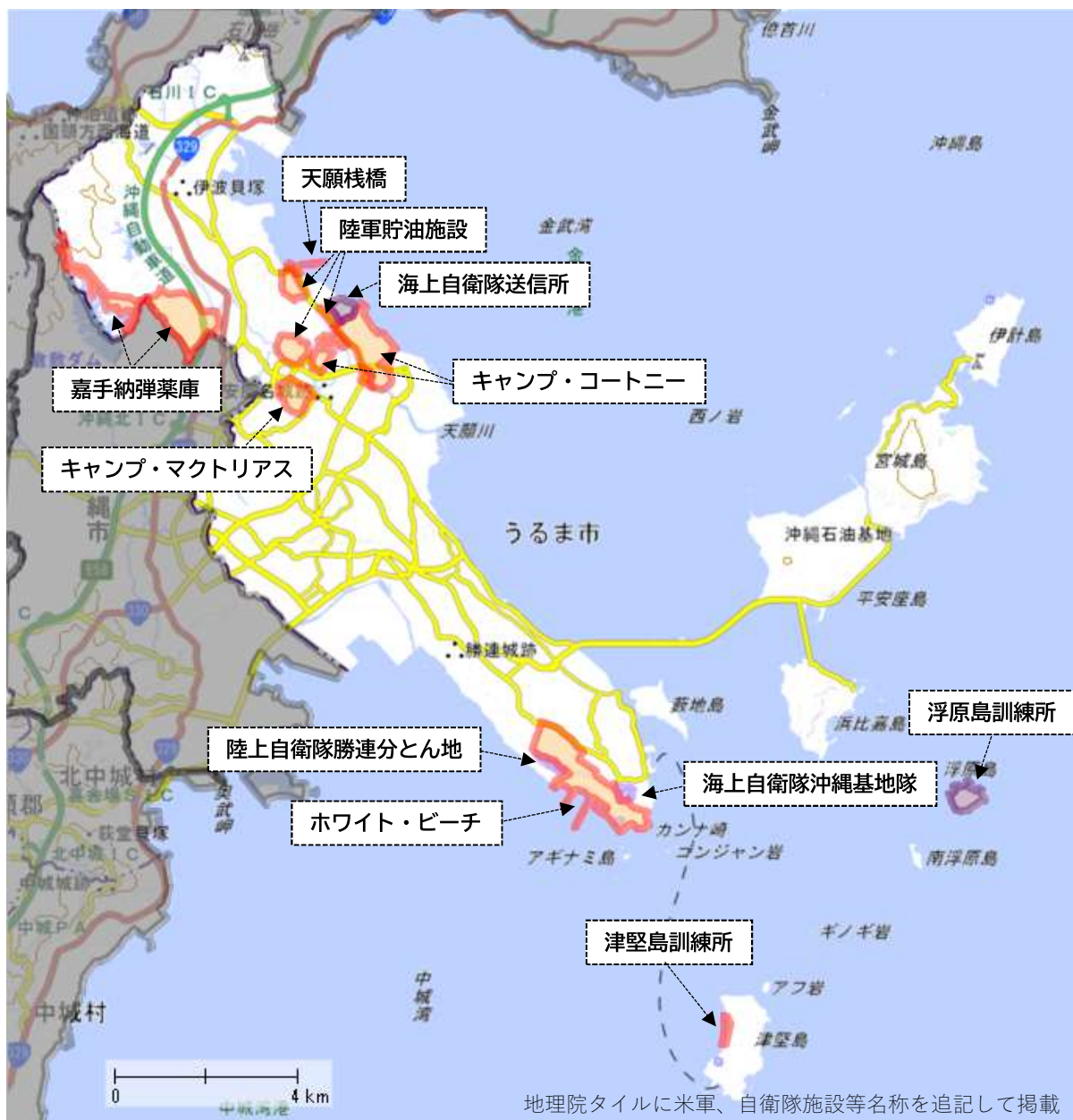
① 米軍施設

市には、原子力艦が寄港するホワイト・ビーチをはじめ、天願棧橋、陸軍貯油施設、キャンプ・コートニー（在沖海兵隊司令部）、嘉手納弾薬庫地区などの米軍基地が点在し、市面積の7.7%を占めている。

② 自衛隊施設

市には、陸上自衛隊勝連分屯地が勝連地区（平安名・内間）に駐屯している。

また、同地区（平敷屋）には、海上自衛隊沖縄基地隊、具志川地区（天願・昆布）には、第5航空群具志川送信所がある。



(7) その他

① 石油コンビナート

市には、石油コンビナート等特別防災区域（昭和51年7月9日政令第192号及び昭和51年7月14日通商産業省、自治省告示第1号で指定）が与那城平安座（南西部の集落を除く）及び平安座島と宮城島との間を埋立てて出来た与那城平宮にある。

指定区域の面積は、4,190,277㎡でその状況は次のとおりである。

平成29年10月1日現在

区 称	平安座地区石油コンビナート等特別防災区域	
所在地	与那城平安座及び平宮	
態 様	石油貯蔵、石油燃料供給	
地 区	面積 (㎡)	種 別 及 び 事 業 所 名
		第一種事業所
平安座	893,200	沖縄出光株式会社 沖縄油槽所
平安座	1,219,332	沖縄ターミナル株式会社
平 宮	2,077,745	沖縄石油基地株式会社 沖縄事業所

出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画
令和3年石油コンビナート等防災体制の現況



地理院タイルに石油コンビナート等名称を追記して掲載

② 発電施設

市には、具志川字宇堅及び石川赤崎に火力発電所がある。また、勝連南風原にバイオマス発電所、与那城平宮に太陽光発電所がある。

③ ダム

市には、山城ダム、石川ダム、倉敷ダム及び与勝地下ダムがある。山城ダムは天願川、石川ダムは石川川、倉敷ダムは比謝川の上流にあり、与勝地下ダムは、ほぼ県道8号線に沿った大規模な地下の川の構造を生かしたダムとなっている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類 型	主 な 特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ・状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。 ・着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。 ・少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等と考えられる。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部や重要施設等が主要な目標となることも想定される。

※ 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

類 型	事 態 例
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、バスターミナル等の爆破 ・バス等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒物等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来